

「高齢者施設の災害対策支援業務委託に係る提案競技」  
に関する質問と回答

令和8年5月13日

項番	質問		回答
	項目	内容	
1	本事業における点検施設の範囲について	仕様書の1件名では「高齢者施設の災害対策支援業務委託」となっていますが、2概要では「市内全要配慮者利用施設を対象」と記載されています。本事業における全要配慮者利用施設の範囲をご教示いただけますでしょうか。（例えば国土交通省のHPでは要配慮者利用施設として、「社会福祉施設」「学校」「医療施設」が示されています）	本事業における要配慮者利用施設とは、「社会福祉施設」のうち、市内の高齢者施設を対象としております。ここでいう高齢者施設とは、介護保険法および老人福祉法に位置付けられる施設系サービス、在宅系サービス、有料老人ホーム等を指します。
2	本事業における点検施設の範囲について	水防法等においては市町村地域防災計画で浸水想定区域等に所在する施設に避難確保計画を作成することが義務付けられていますが、本事業の点検対象施設もこれに準じるという理解でよろしいでしょうか。あるいは浸水想定区域等に所在するか否かに関わらず全ての要配慮者利用施設を点検対象とするのでしょうか。	本事業の点検対象施設は、市内のハザードマップ区域内に立地する高齢者施設となります。
3	本事業における点検施設の範囲について	本事業における避難確保計画点検対象施設の総数をご教示いただけますでしょうか。	本事業における避難確保計画点検対象の総数は、約900施設となっております。これらの施設について、2年間をかけて点検を実施する計画としており、令和8年度においては、半数にあたる約450施設を対象とする予定です。
4	R8年度点検助言の進め方について	事業者指導課が保有するR8年対象となる避難確保計画件数をご提示ください。	項番3の回答をご参照ください。
5	R8年度点検助言の進め方について	R7年度に実施した高齢者災害対策支援業務にて作成された様式7をご提示ください。	現在公開中の提案競技に関するホームページに掲載されている、「8実施要項等」の様式7（上から12番目）をご確認ください。
6	R8年度点検助言の進め方について	R7年度に実施した高齢者災害対策支援業務にて作成された成果物の開示をお願いします。	現在公開に向けた準備を行っており、準備が整い次第公開を予定しております。本事業に活用するチェックシート（案）、アドバイスシート（案）は様式7、8をご確認ください。
7	問い合わせについて	問い合わせ手法にて回数制限等を具体的に示す理由はなぜでしょうか。	回数制限等につきましては、施設からの問い合わせ対応の手法の一例としてお示しているものです。具体的にどのような手法で問い合わせ対応を行うのかについて、ご提案ください。
8	問い合わせについて	施設は点検済表と必要に応じてアドバイスシートを事業者指導課から送付されましたら、避難確保計画の修正・改善対策を行うと思います。その内容が適切か確認したいと問い合わせがあると想定しますがそれを回数制限するのでしょうか。また、修正・改善点など修正計画書を提出された場合、再チェックをするのでしょうか。	
9	問い合わせについて	R7年度の質問等問い合わせ件数は具体的に何件ありましたか。	令和7年7月2日から令和8年2月13日まで設置しました相談窓口への問い合わせ数は13件です。
10	問い合わせについて	R7年度の事業では対象の事業所以外でも相談・問い合わせをHPでも受け付けていましたが何件ほどありましたか。	

「高齢者施設の災害対策支援業務委託に係る提案競技」  
に関する質問と回答

令和8年5月13日

項番	質問		回答
	項目	内容	
11	R9年度点検助言の進め方について	福岡市内の全要配慮者利用施設とは学校・病院・障がい者施設等を含めることですか。地域防災計画書の記載されている全施設が対象となるのでしょうか。	項番1、2の回答をご参照ください。
12	項番5について	様式7ではなく様式6の開示を質問しています。	令和7年度「高齢者施設の災害対策支援業務」にて策定した様式は、様式7となります。項番5の回答のとおり、本提案競技に関するホームページにて公開しておりますので、ご確認ください。
13	項番8について	再チェックをするのでしょうか。	再チェックをするのかも含め、提案競技でご提案ください。